

1 試合・審判の意義・目的

試合は試合者にとって、今まで修行した剣道を最大限に発揮する場であり、同時に今までの修行の在り方を稽える場であるとともに、今後の修行の在り方を検討する場でもあります。

一方審判員は、「剣道の理念」に基づき、試合・審判規則を正しく運用し、試合によるすべての事実を正しく判断し決定する（手引き P.4 目的）重大な役割を担っています。

剣道が如何に勝敗を超越するものであるとは云え、最終の決定をくださ審判の適否は、今後の剣道の在り方に重大な影響を及ぼします。

「審判が良くなれば試合が良くなる。試合が良くなれば剣道が良くなる。」と云われる所以はまさにここにあると考えられます。

したがって、審判員は試合者が「剣の理法を全うしつつ、公明正大に試合を行っているか否か」を、試合状況全体を把握しながら適正公平に審判を行い（第1条.規則の目的）、勝敗の事実や事象を的確に判定する必要があります。そして、試合審判を通して試合者に技術の得失や、行為の適否を自覚させ、正しい剣道の善導と、人間形成の醸成に努めることに深い意義があります。

2 審判員の任務（手引き P.4）

審判員の任務は適正な試合運営に努め、試合の活性化を図ることである。さらに、審判員の「使命は何か」「任務は何か」「資格は何か」を自覚する必要があります。

審判員の判定には絶対的な権限が与えられています。したがって、審判員は独善や主観ではない、妥当性と客観性に基づいた自己の心の決断によって判定しなければなりません。

そのためには、自らが稽古を積み重ねて自己の技術を高めるとともに、審判技術の向上に務めなければなりません。

3 審判員の心得（手引き P.5）

（1）一般的要件

- ① 公平無私であること。
- ② 試合・審判規則、運営要領を熟知し、正しく運用できること。
- ③ 剣理に精通していること。
- ④ 審判技術に熟達していること。
- ⑤ 健康体で、かつ活動的であること。

（2）留意事項

- ① 服装を端正にすること。
- ② 姿勢・態度・所作などを厳正にすること。
- ③ 言語が明晰であること。
- ④ 数多く審判を経験し、反省と研鑽に務めること。
- ⑤ 良い審判を見て学ぶこと。

審判法講習における (講習会資料 P.119・緑 115)

〔重点事項〕

審判員は、剣道試合・審判規則の理解のもとに、下記の事項に留意して、適正な試合運営に務め、試合の活性化を図る。

記

- 1 試合内容を正しく判定する。
 - ※ 大会の持つ目的 (錬成か・競技か) や、その内容 (錬度・年齢・性別等) を正しく判断して、それぞれの有効打突の基準を設定し、試合の活性化を図る。
- 2 有効打突を正しく見極める能力を養う。
 - ※ 有効打突の判定の適否は、剣道の在り方や方向付けに重大な影響を及ぼす。また、有効打突の判定は経験則に基づくが、審判員の独自性や独善性に因ることなく客観性・妥当性が要求される。
 - (1) 有効打突の条件と諸要素の理解
 - ※ 規則第 1 2 条の条件 (①充実した氣勢②適正な姿勢をもって③竹刀の打突部で打突部位を④刃筋正しく打突し⑤残心あるもの) これらは欠くことができない必要条件であることを理解する。
(間合・機会・体捌き・手の内の作用・強さと冴え) これらは条件を助ける要素であり、(姿勢・氣勢・竹刀の打突部・打突部位・刃筋) は要件であることを理解する。(手引き P 6.7)
 - (2) 技の違いと錬度に応じた打突の見極め (手引き P 6 下段)
 - ※ 例えば、打突そのものが軽くても「玄妙な技」などは、技の質により一本に採れる場合がある。“軽いから一本にならない”とせず打突の機会や体捌き、手の内の作用等を勘案して、技の違いによる有効打突を見極めることが大切である。また、安易に相打ちで済ませてしまうことがあるが、相打ちはまず無いと考えて対処しなければならない。
- 3 禁止行為の厳正な判断と処置をする。
 - ※ 反則行為を厳しく見極めることが審判員の主たる任務ではないが、試合を公正、公平、適正に運営するために、規則に基づき、厳正、的確な判断と勇氣ある決断により処置をすることが大切である。
 - (1) 行為の原因と結果の正しい見極め (手引き P 9 上段)
 - ※ 結果には、原因が伴っていることの認識。例えば「場外に不用意に出る」と「不当に場外に出す」ことの違い等。
 - (2) 禁止行為に対する的確な処置
 - ※ ○ 規則に基づいた厳正、的確な判断と勇氣ある決断をする。
特に灰色部分 (不当) を見逃さない。規則 P 8.1 7 条 3 「不当に場外に出す」
同 6 「不当な中止要請」 細則 P 9.1 6 条 7 「不当な鏢競り合い」
不当とは (手引き P 8 下段)
違法とまでは言えないが、一般的な通常概念を超えた行為として考える。
鏢競り合いについては手引き P 9 ~ P 11 参照

審判実技

1 審判員の所作等

(1) 審判旗の取り扱い

- ① 神聖なものとして丁寧に扱う。
- ② 指示棒として使わない。
- ③ 審判旗の解き方は両手で解き、巻き方は白旗を内側にわずかに巻き、赤旗で覆うように巻く。
- ④ 審判旗の保持の仕方は柄の先端を手いっぱい握り、人差し指を柄にそって伸ばして持つ。

(2) 審判員の待機態度および入退場

- ① 審判員席における態度は腕組、私語、足組厳禁。品位ある態度を堅持する。
- ② 試合場への入退場は、三人が協調し整然と行う。

(3) 審判員の移動と交替および位置取り

- ① 副審は、開始線の内側を通り、定位置に移動する。
- ② 審判員は、境界線から約1メートル内側に立つようにする。
- ③ 審判員は、原則として主審を頂点に二等辺三角形を維持しながら移動、位置取りをする。
- ④ 主審は、試合者の中間を確保することに配慮する。
- ⑤ 三人の審判員は、各々試合者と他の審判員を常に視野に入れておくようにする。
- ⑥ 試合者の動きに合わせて、バランスを保ちながら臨機応変に一番見やすい位置を確保する。

(4) 審判員の基本姿勢

- ① 審判員の基本姿勢は、踵を軽くつけ、審判旗は体側につける。旗先を真下に下げる。
- ② 試合者を目だけで追わない。試合者の背中越しから覗き見をしない。
- ③ 試合者の行動は最後まで見届ける。特に有効打突後の不適切な行為を見逃さない。

2 審判旗の表示と宣告

(1) 開始・再開・終了

(自然体) 主審 「始め」

(2) 有効打突、判定・勝敗の決定

旗を斜め上方に上げる。主審「〇〇有り」「二本目」「勝負有り」

(3) 有効打突を認めないとき、取り消すとき、相殺のとき

両旗を前下で左右に振る。(数回)(原則として赤旗が前)

(4) 有効打突を棄権したとき

両旗を前下で交差させ停止する。(原則として赤旗が前)

- (5) 引き分けのとき
両旗を前上で交差させて停止する。(原則として赤旗が前)
主審「引き分け」の宣告をする。
- (6) 中止のとき
両旗を真上、審判「止め」(副審が先に中止する場合も「止め」の宣告をする)
- (7) 分かれのとき
両旗を前方(肩の高さ)に平行に出す。主審「分かれ」の宣告をする。
- (8) 合議のとき
両旗を右手に持って真上に上げる。主審(副審)「合議」の宣告をする。
- (9) 反則のとき
旗を斜め下方に上げる。主審「反則〇回」「初め」の宣告をする。
- (10) 同時反則
両旗を斜め下方に上げる。

3 その他の留意事項

- (1) 明快な反則のときは、その場で旗の表示をする。
不明瞭な場合は、合議によって決定する。
- (2) 合議は簡潔に行う。選手は、境界線の内側で正座か蹲踞で待機させる。
- (3) サポーターの使用は、医療上必要と認める場合、これを認める方向で処理する。
- (4) 境界線での激しい攻防は、窮地挽回や優位に立とうとする場合であるので、安易に中止をしたり、反則を待つことのないよう注意する。
- (5) 転倒時や竹刀落としの時は、中止宣告か継続かの判断を的確にする。年少者、高齢者の転倒は中止が望ましい。
- (6) 鏝競り合いにおける不当な行為は見逃さない。

4 見落とし易い有効打突

- (1) 試合開始宣告直後の打突、試合時間終了の合図と同時の打突
- (2) 場外に出ると同時の打突
- (3) 倒れた者に直ちに加えた打突(試合を中止するか、一打を認めるかの適切な判断が大切)
- (4) 審判員自身が使わない予想外の技
- (5) 相打ちに近い先後の技で、先の技不十分の後の技

令和2年8月27日全剣連発出

「主催大会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン」並びに

令和2年10月21日都剣連発出

「大会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン」を遵守して安全な大会の実施に努めること。

したがって、本講習会も当ガイドラインを優先します。

特にP4・5の【暫定的な試合・審判の方法】7項目を重要として再度記しておきます。

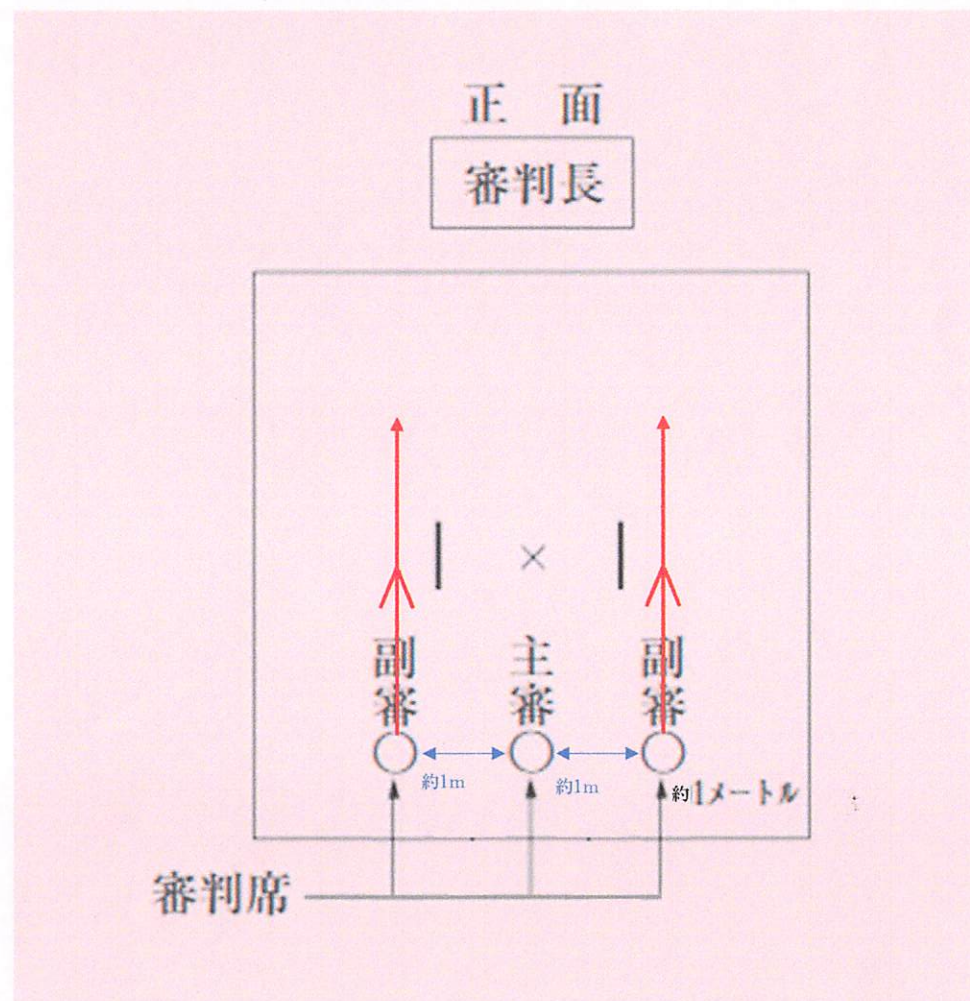
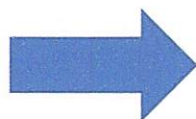
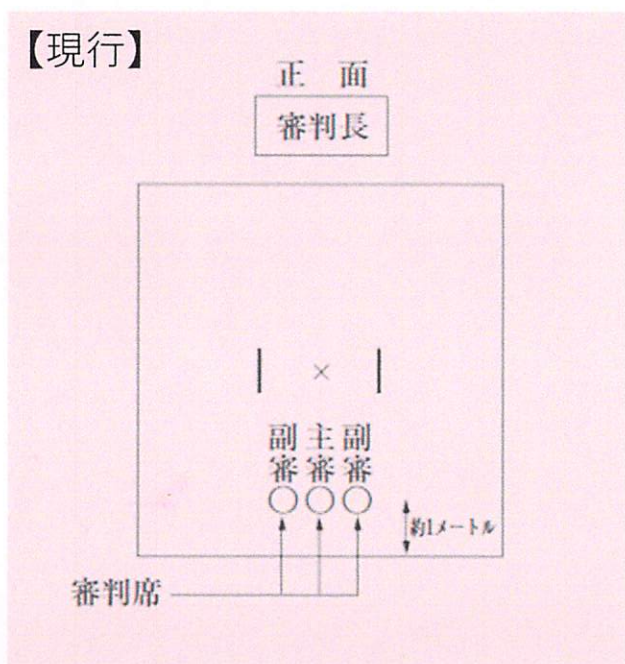
【暫定的な試合・審判の方法】

1. 新型コロナウイルス感染症が終息するまでは暫定的な試合・審判法を感染状況等踏まえながら大会実施要項に定める。
2. 試合時間の短縮、延長戦は区切って行い休憩を取り入れる等、マスク着用による熱中症対策を積極的に取り入れる。
3. 全剣連ガイドラインに従い、試合者は、鏝競り合いを避ける。やむを得ず鏝競り合いとなった場合は、すぐに分かれるか引き技を出し、掛け声は出さない（引き技時の発声は認める）。審判員は鏝競り合いを解消しない場合は、ただちに「分かれ」を宣告する。
4. 審判員の試合場への入場の際は、1メートル以上の間隔を空けて行い、副審は試合開始線の外側を通り定位置まで進む。
(別添1)
5. 合議は1メートル以上の間隔を空けて行う。(別添2)
6. 試合終了後に当該試合の反省を行う場合は、1メートル以上の間隔を空ける。
7. 審判員は、試合時マスクを着用する。また、各自の審判旗を持参して使用する。各試合会場の審判員席にアルコール除菌液を設置し、手指消毒を行う。

【別添1】

剣道試合・審判運営要領 p14 審判員の移動・交替要領

第1図 審判員の入場および整列



【別添2】

審判員合議時の位置

